

INDEX

くらしの安心

- 生活保護ケースワーカーの充実
- がん対策の推進
- 脱法ハーブ取締強化

行政改革断行

- やめさせよう!天下り
- ずさん資金運用 県外郭団体
- 一部事務組合の法令違反
- ずさんな公金管理、県任意団体

経済活性化

- 県内地名中国で商標登録

政務調査を活用

単なる「お願い」から「根拠ある要望」へ

県に対して要望や改善提案があっても、それが単なる「お願い」では、受け入れられることはありません。要望・提案を実施することで、県民にどのようなメリットがあるのかなど、明確な根拠が必要です。その根拠を明らかにするのが、政務調査です。

千葉県政

- ◎ 事務・事業
- ◎ 予算
- ◎ 条例
- ◎ 計画
- ◎ 組織

など

政務調査

視点

- ◎ 他県では？
- ◎ 民間では？
- ◎ 法令遵守は？
- ◎ 効率性は？
- ◎ 公平・公正性は？
- ◎ 財源は？ など

千葉県 わたしたちの まるごと の課題。 一冊

“皆様のご意見”をお聞かせください。
最終ページに県政に関するアンケートがあります。

千葉県議会議員(中央区)

はじめ

あみなか肇 政務調査BOOK

プロフィール

1972年 千葉県銚子市生まれ
現在千葉市中央区宮崎町在住

◆経歴

慶応義塾大学法学部政治学科卒業
国家公務員採用I種(現:総合職)試験合格
政策研究大学院大学政策研究科修了
千葉市職員
総務省自治行政局公務員課事務官

◆審議会等

千葉県がん対策審議会委員
県議会総合企画水道常任委員会委員

この政務調査BOOKでは、千葉県議会議員あみなか肇が実施した政務調査の中から、県を動かしたものの、マスコミで大きく取り上げられたものを中心に、県民の皆様にお伝えします。

やめさせよう、天下り！ 県の下下りの実態公表へ！

千葉県職員の天下りは是正・公表されることもなく、相変わらず宮々となされています。あみなか肇はその実態を県政史上初めて明らかにし、公表範囲を拡大しました。

いったい、何が問題なの？

民間の適任者が就任できない
企業との癒着の温床になる恐れも

県職員が、県の外郭団体の指定席と化したポストへ天下ることによって、外郭団体の役員として最もふさわしい民間の適任者が就任できないなど、外郭団体の健全な運営が阻害される恐れが大いにあります。

また、公共事業を多く受注している民間企業等へ天下ることによって、民間企業との癒着の温床となる恐れがあります。そして、公金が投入されている天下り先での過剰な待遇なども大きな問題です。

また、千葉県では、天下りの公表範囲が全国でも最も狭く、公表を義務付ける根拠規定が無いことも大きな問題です。

で、あみなか肇は
どう関わったの？

過去10年のデータを徹底調査
議会で史上初めて実態を明らかに

あみなか肇は、県の退職者を過去約10年、人数にして約800人以上の再就職先をつぶさに政務調査し、千葉県では初となる、県の職員の天下りの実態を明らかにしました。

また、天下りに関する全国調査を実施し、千葉県の天下りの公表範囲が最も狭いことを明らかにしました。

これまで千葉県では、一部の部長級の職員の天下りについては公表していましたが(数人程度)、それ以外は全く公表しておらず、県職員の天下りの状況については、いわば全くの「ブラックボックス」の状態でした。

その結果、どうなったの？

長期間指定席。ポストへ天下り
高額報酬の実態が明らかに

最長で58年・17代連続の天下りなど、県職員による外郭団体の指定席ポストへの天下りの状況が明らかになりました。徳川幕府でさえ家康から慶喜まで15代。県信用保証協会はそれを上回る17代連続天下りという状況となっています。

また、県での現役時代と遜色ない、あるいは現役時代以上とも思われる、極めて高額報酬を得ている実態も明らかになりました。

千葉県の天下りの公表範囲が最も狭いことが判明したことを受けて、県は公表範囲の拡大とその根拠規定としての要綱の制定を表明しました。

これが 天下りの 実態!

あみなか肇のサーチで明らかになった
天下りの実態。連続就任期間・役員報酬
ともに上位をランキングにしました。

●…団体名	平均役員報酬 ※
1 (株) 幕張メッセ 役職 代表取締役専務/常勤監査役 県での最終役職 環境生活部長/県土整備部次長	1274万円
2 (公財) かずさ DNA 研究所 役職 専務理事 県での最終役職 企業庁長	1241万円
3 東葉高速鉄道 (株) 役職 代表取締役社長 県での最終役職 総合企画部長	1152万円
4 (福) 千葉県身体障害者福祉事業団 役職 理事長/常務理事 県での最終役職 総務部理事/議会事務局長	1134万円
5 千葉県信用保証協会 役職 会長 県での最終役職 環境生活部長	1120万円

注1)「役職名」・「県での最終役職」については、公社等外郭団体再就職者一覧(平成24年7月)から抜粋
注2)※平均役員報酬については、「公社等外郭団体の平成23年度決算に基づく経営状況等の公表について」・
「公社等外郭団体の経営状況等(団体別)」から抜粋(平成24年度における平均年収の推計値)

「連続就任人数ランキング」 「平均役員報酬ランキング」

●…団体名	下記の期間中に連続して就任した人数
1 千葉県信用保証協会 ポスト名 会長 就任期間 昭和30年度～平成25年度	17人
2 (一財) 千葉県まちづくり公社 ポスト名 常務理事 就任期間 昭和53年度～平成25年度	14人
3 (一財) 千葉県環境財団 ポスト名 理事長 就任期間 昭和63年度～平成25年度	13人
4 (福) 千葉県身体障害者福祉事業団 ポスト名 理事長 就任期間 昭和61年度～平成25年度	12人
5 (公社) 千葉緑化推進委員会 ポスト名 常務理事 就任期間 平成5年度～平成25年度	12人
6 (財) 千葉県生活衛生営業指導センター ポスト名 理事 就任期間 平成3年度～平成25年度	11人
7 (株) 幕張メッセ ポスト名 常勤監査役 就任期間 昭和61年度～平成25年度	11人
8 京葉臨海鉄道 (株) ポスト名 専務取締役等 就任期間 昭和52年度～平成25年度	10人
9 (財) 千葉県生活衛生営業指導センター ポスト名 常務理事 就任期間 平成5年度～平成25年度	10人

まず、県の天下りの実態について公表を求めるとともに、県からの押しつけ型の天下りは今すぐにでも廃止し、広く民間部門を含めた中で、団体にとっての最適者を選ぶよう求めていく必要があります。

また、民間企業への天下りについては、人材バンクを設置するなどして、利権や癒着の温床とならないよう適切な対応を求めて行くことが必要です。同時に、天下り先での待遇のあり方について、県は県民に対し説明責任を果たすよう求めていく必要があります。

「県に実態の公表と説明責任を！」 「人材バンク設置」など具体策も

今後の課題は？

→最長の58年17代連続で天下りが続く「千葉県信用保証協会」が入居する千葉市中央区のビル。



ちなみに、どんな風に 報道されたの？

千葉県幹部の天下り問題については、新聞各社も高い関心を示し、「朝日新聞」をはじめ「千葉日報」「東京新聞」「毎日新聞」等で大々的に取り上げられました。



←平成25年10月8日 朝日新聞

↑平成25年11月26日 東京新聞

↑平成25年10月8日 千葉日報

投資で32.5億円の評価損 ずさんな資金運用 県外郭団体

私たちの税金が投入されている外郭団体のずさんな資金運用が発覚しました。
あみなか肇は政務調査を実施して、その実態を初めて明らかにしました。

いったい、何が問題なの？

リスク管理体制が未確立
県も実態を把握しておらず

千葉県の外郭団体37団体のうち、4団体に
おいて、ハイリスクな投資(仕組債)を総額13
1.3億円した結果、平成23年3月末現在で
32.5億円の評価損を抱えていることがあみ
なか肇の実施した政務調査によって初めて明
らかになりました。

また、投資信託で約10億円の評価損を計上
している団体も明らかになりました。

外郭団体には私たちの税金が投入されてい
ます。それにも関わらず、資金運用にあたり
しつかりとしたリスク管理がなされていない
点、情報公開をしていない点、さらに県も実態
を把握していなかった点などが問題です。

で、あみなか肇は
どう関わったの？

全外郭団体に調査を実施
ずさんな運用の実態を明らかに

あみなか肇は、外郭団体の資金運用の実態
を明らかにするため、約3か月をかけて政務
調査を実施し、ずさんな資金運用の実態を明
らかにしました。

また、以下の点について提案しました。

- ① 外郭団体における資金運用の実態を県が再調査し、公表すること
- ② その結果を踏まえて資金運用におけるリスク管理など適切な指導を実施すること
- ③ 監査委員による監査を実施すること
- ④ これらの取組によって今後の資金運用の適正化を促すこと

その結果、どうなったの？

県は調査、団体の指導、監査を実施
外郭団体の資金運用の適正化進む

あみなか肇の提案に沿って、県は以下のよう
に対応しました。

- ① 県は外郭団体の資金運用の状況を調査し、その実態を明らかにしました。
- ② 外郭団体に対して、県によるヒアリングや文書指導など、指導・助言が実施されました。
- ③ 県監査委員は外郭団体4団体に対し監査を実施し、大変厳しい監査結果を報告しました。
- ④ 各外郭団体の資金運用に係る規定の整備・見直しを実施されました。また、資金運用に関する情報を公開していなかった団体も、早急に情報を公開しました。

今後の課題は？

運用実態のさらなる情報公開と リスク管理体制の充実が不可欠

県の外郭団体は、県との密接関連性を有するものとして、**公金が投入されています**。このため県が監督し、適正な資金運用について監視するとともに、資金運用の実態について情報公開されなくてはなりません。

県の外郭団体について、資金運用体制のみならず、**団体運営全般にわたって引き続き適正な運営がなされるよう監視し、県民の皆様適切に情報公開がなされる必要があります**。



→外郭団体に対する適切な対応が求められている県。写真は県庁本庁舎。

政務調査によって初めて明らかになった団体別仕組債の保有状況

団体名	件数 (件)	取得価額 A	時価(評価額) B	評価損 C=(A-B)	評価損割合 C/A(%)
(財)千葉県私学教育振興財団	60	54.3 億円	37.7 億円	▼16.7 億円	30.7%
(財)ちば国際コンベンションビューロー	1	1 億円	0.7 億円	▼0.3 億円	26.5%
(公財)かずさDNA研究所	5	12 億円	9.8 億円	▼2.2 億円	18.4%
(財)千葉漁業振興基金	19	64 億円	50.6 億円	▼13.4 億円	20.9%
合計	85	131.3 億円	98.8 億円	▼32.5 億円	24.8%

平成23年3月末現在

ちなみに、どんな風に 報道されたの？

県の外郭団体のずさんな資金運用体制については、マスコミ各社も関心を示し、「NHK」「千葉テレビ」をはじめ「朝日新聞」「読売新聞」「日経新聞」等で大々的に取り上げられました。

←平成24年6月20日 読売新聞



↑平成24年6月20日 朝日新聞



↑平成24年6月20日 日本経済新聞

生活保護CW、人材不足 ケースワーカーの充実を！

生活保護では、不正受給問題の解消、受給者の自立支援が求められています。あみなか肇は、それらを発見・支援するCWの不足、専門性欠如を明らかにしました。

いったい、何が問題なの？

不正受給を見逃してしまう可能性
受給世帯への支援が滞る恐れも

近年、生活保護をめぐる様々な議論がなされていることはご案内のとおりです。

「不正受給」や「働けるのに働かない者」に対する厳格な対応は当然のこと、生活保護から早期脱却すべく、受給者の自立にむけた、きめ細やかな相談支援体制の重要性については論を待たないところであり、そのための体制整備、とりわけ就労支援をはじめとしてケースワーカーによる生活保護受給世帯への支援・働きかけが強く望まれています。

しかし、国が定める標準数まで配置されず、また、過半数のケースワーカーが無資格者であり、専門性が欠如していることが問題です。

で、あみなか肇はどう関わったの？

ケースワーカーの無資格・不足
はじめてその実態を明らかに

千葉県が所管する6福祉事務所の生活保護業務に従事するケースワーカーの過半数が、無資格者であることがあみなか肇の指摘で初めて明らかになりました。

平成25年4月1日現在、全ケースワーカー20人のうち、ケースワーカーとして従事できる資格（社会福祉主事任用資格）を保有している有資格者はわずか9人（45%）と半数以下にとどまっていることが判明しました。

また、千葉県のケースワーカーが国の定める標準数に達していないことも明らかになりました。

各福祉事務所のケースワーカー資格保有率

福祉事務所名	ケースワーカー数	うち、有資格者数	資格保有率(%)
印旛健康福祉センター	3名	1名	33.3%
香取健康福祉センター	2名	0名	0.0%
山武健康福祉センター	5名	2名	40.0%
長生健康福祉センター	7名	4名	57.1%
夷隅健康福祉センター	2名	1名	50.0%
安房健康福祉センター	1名	1名	100.0%
合計	20名	9名	45.0%

※平成25年4月1日現在



↑ケースワーカーの資格保有率が0%の「香取保健福祉センター」。

その結果、どうなったの？

県は適正配置を約束 生活保護の適正化が促される

県は、現状のケースワーカーの配置について、法令に則った配置が不十分であることを認め、今後その配置に当たって改善に努めることとしました。

また、県は総務部と健康福祉部が協力しながら、生活保護業務に従事する職員が、生活保護の専門的な資格を取得できる認定講習を受講することを促進することとしました。

これらが確実に実施されることによって、質・量ともに適正な生活保護行政が執行されるものと考えます。

今後の課題は？

生活保護の一層の適正化に向け 県の対応を注視していく必要

現在のところ、県の過半数のケースワーカーが無資格者であり、生活保護に関する専門性が欠如しています。

また、国の標準数を下回るケースワーカー数となっております。

これでは、受給者の早期自立の促進や、不正受給の摘発は難しいものと考えられます。

引き続き、ケースワーカーが国標準相当まで配置されるよう働きかけ、適正な生活保護行政がなされるよう取組んでいく必要があります。

地域別 ケースワーカー不足人数

千葉県	1人
千葉市	27人
市川市	7人
松戸市	3人
野田市	2人
柏市	2人
市原市	8人
流山市	1人
八街市	1人

合計
52人が
不足

※平成25年4月1日現在

ちなみに、どんな風に 報道されたの？

ケースワーカー無資格問題については、新聞各社も高い関心を示し、「朝日新聞」をはじめ「千葉日報」「東京新聞」等で大々的に取り上げられました。

←平成25年11月10日 朝日新聞



↑平成25年12月3日 千葉日報



↑平成25年10月8日 読売新聞

『千葉ブランド』を守れ！
県内の20地名が中国で商標登録！

千葉県内の20市町村名が中国において商標登録されていることが判明しました。あみなか肇は政務調査を実施して、その実態を初めて明らかにしました。

いったい、何が問題なの？

千葉の地名を生かしたビジネスが中国で展開できなくなる恐れも

近年中国において、日本の地名等が第三者によつて商標出願又は登録されてしまう（冒認出願）という問題が発生しています。

もし、中国で第三者による商標登録が認められてしまうと、その商標を用いた物品等を日本から中国に輸出しようとした場合、商標権侵害で訴えられる可能性があり、中国での商業活動に大きな影響を受けてしまう恐れがあります。

つまり、千葉県内の地名が中国で商標登録されてしまうと、千葉の地名ブランドを生かしたビジネスが中国で展開できなくなるなどの悪影響が出る恐れがあることが大きな問題です。

で、あみなか肇はどう関わったの？

県内の地名が中国で登録されていることを調査で初めて明らかに

千葉県内の地名が、中国で商標登録されている状況を政務調査し、多くの地名が既に登録されていることを初めて明らかにしました。

また、県に対し以下の点を提案しました。

- ① 商標登録されている地名の実態調査を実施すること
- ② 中国での県内地名の商標登録に係る監視体制を整備すること
- ③ 市町村等に対して、地名ブランドの意識向上にむけたセミナー等を開催すること
- ④ 県内のどの地名を商標登録されないようにするのか、戦略的なビジョンを構築すること

中国において 商標登録されている地名

県内市町村名

千葉、野田、成田、東金、旭、柏、八千代、鴨川、富津、浦安、八街、印西、白井、富里、香取、山武、多古、芝山、長生、長南

県内市町村名以外の県内地名

利根川、房総、上総、下総 など

その結果、どうなったの？

県は実態調査を実施するとともに 監視体制を整備セミナーも開催

県は中国における県内市町村名の商標登録の状況について、それまで特段の対応を図っていませんでしたが、**あみなか肇の指摘後、県内地名が中国において商標登録されている状況について早急に実態調査を実施し、発表しました。**

また、県は、県内地名が商標登録されないよう、**中国商標局のウェブサイトを定期的に監視する体制を構築しました。**

さらに、**県内市町村などを対象として商標に対する啓発のためのセミナーを開催し、地名ブランド意識の向上を図りました。**

今後の課題は？

中国で商標登録されないよう 実効的な体制整備が必要

千葉県内のすべての地名を、中国における商標登録から防御することは「コスト的にも困難です。」

このため、千葉県内の農産物、工業製品及び観光資源等のうち、中国での販売・普及等が想定される分野について検討を加え、中国での冒

認出願から守るべき地名をリストアップし、当該地名が商標出願された場合の対応について検討しておくことが不可欠です。

そのためには千葉県内の地名が中国で冒認出願されないよう、**千葉県内の地名は自分たちで守るという強い決意と実効的な体制づくりが必要です。**

引き続き、県の対応を注視していく必要があります。

ちなみに、どんな風に 報道されたの？

中国商標登録問題については、マスコミ各社も高い関心を示し、「NHK」「テレビ朝日」をはじめ「朝日新聞」「読売新聞」「千葉日報」等で大々的に取り上げられました。



平成24年10月4日→
NHK「NHKニュース」



↑平成24年10月4日 テレ朝「スーパー」チャンネル



↑平成25年6月22日 千葉日報



↑平成25年6月22日 読売新聞



↑平成24年10月4日 朝日新聞

がん対策のさらなる推進 高齢化に対応した医療の提供を！

がんは、これまで約30年間、日本人の死因別死亡割合の第1位を占めています。本県もしっかりとしたがん対策が求められています。

いったい、何が問題なの？

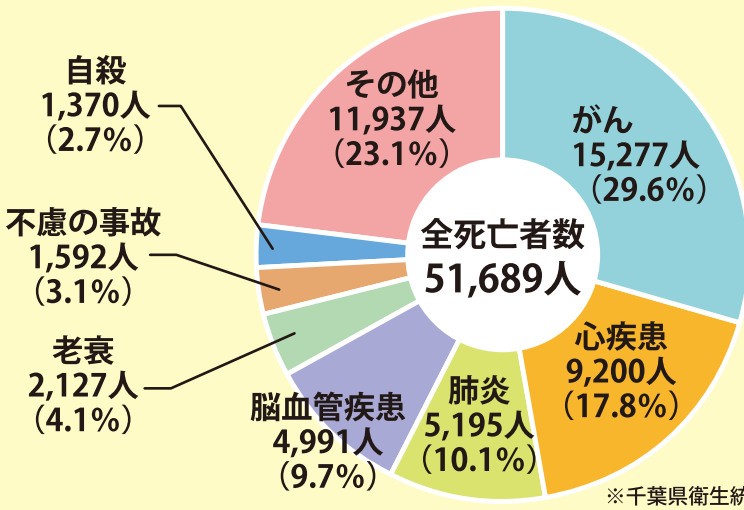
がん検診受診率は向上せず
がん医療の提供体制も貧弱

がんは、本県において昭和57年から死因別死亡割合の第1位となっており、平成23年の全死亡者数のうち、がんによる死亡者は約3割を占めています(下記図表参照)。

がんは依然として県民の生命及び健康にとって重大な課題となっています。

また、本県の高齢化は全国第2位のスピードで進むこと、がんは加齢によって罹患率が高くなることから、今後、がん患者の増加が予想されるものの、がん検診受診率は横ばいとなっており、がん医療の提供体制も他県と比較し見劣りする状態が続いていることが問題です。

千葉県死因別死亡割合(平成23年)



で、あみなか肇はどう関わったの？

がん対策推進条例会派(案)の
策定の事務局長として従事

上記の状況を受けて、がん対策を総合かつ計画的に推進するために、がん対策推進条例が議員提案によって制定されました。

あみなか肇は、がん対策推進条例会派(案)の策定の事務局長として各関係者等へのヒアリング、調査の実施、条例案の作成等の実務を担いました。

また、その後千葉県がん対策審議会委員も拝命したことから、一層のがん対策の充実のため、県当局に対して各種要望をしています。

千葉県がんセンター 建て替えへ（増改築）



県内のがん診療の中心的な役割を担っている千葉県がんセンターは、昭和47年の開設以来40年が経過し、施設の老朽化・狭隘化や一部病棟の耐震不足が課題となっています。

そこで、がん患者数の増加に対応できる施設規模を確保しつつ診療機能の強化を図り、より先進的で良質ながん医療を今後も県民に提供することができるよう、がんセンターの再整備（増改築）を行うための基本設計や地盤調査等が実施されることとなりました。



建設候補地

その結果、どうなったの？

がん対策推進条例が
可決・成立しました。

これによって、千葉県のがん対策が総合的かつ計画的に推進されることとなりました。また、3年に1度の条例の見直しも実施されることとなります。

がん医療の進歩の状況、県民のがんに対する状況の変化などを踏まえ、がん対策推進条

今後の課題は？

例、がん対策推進基本計画を適宜見直していくことで、県のがん対策が適切に推進されるようになるものと考えます。

がん対策推進条例とがん対策の
適切な推進のチェックが必要

また、がん検診受診率の向上、がん医療専門スタッフの確保などががん医療提供体制の充実なども大きな課題です。

概要

病床数

450～500床程度（現在341床）

外来診察室

50～60室程度（現在35室）

手術室

13室程度（現在7室）

千葉県がんセンター

所在地：〒260-8717 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2

電話番号：043-264-5431（代）

午前9時～午後5時（月曜～金曜）

6割以上が法令違反 一部事務組合情報非公開

地方公共団体である一部事務組合の6割以上が、法令に違反し財政状況を非公開。県は実態を把握しておらず、あみなか肇の指摘で初めてその実態が明らかになりました。

いったい、何が問題なの？

公共団体にも関わらず、法令に反し財政状況を公表していません

県内の一部事務組合の6割以上が、法令で定められた財政状況を公表していないことがあ

あみなか肇が政務調査を実施したところ、多くの一部事務組合が法令違反の状況にある

政務調査を実施し、多くの組合が財政状況非公表であることを指摘

で、あみなか肇はどう関わったの？

その結果、どうなったの？

全ての組合で財政状況等が公表されることになりました

一部事務組合とは、複数の市町村がごみ処理や水道などの事業を共同で実施するもので、

このため、県に対し、以下の点について速やかに対応するよう提案しました。

組合は特別地方公共団体とされており、多くの組合で多額の公金が投入されています。したがって、その財政状況等について公表しなくてはならないこととされています。

① 詳細な実態調査及びヒアリング等を早急に実施し、状況を明らかにすること

ところが、実際に公表している組合は約3

② 県から各組合に対する厳正な指導を実施し、法令違反の状況を速やかに解消すること

4%で、6割以上の組合が法令違反の状況にあり、県民に財政状況を公表していないことが大きな問題です。

③ 各組合において、必要な条例制定がなされるよう指導、助言すること

この結果、平成26年4月にはすべての一部事務組合で必要な条例を制定するとともに、その条例に基づき財政状況等の公表が実施されることとなりました。

これにより、すべての一部事務組合で法令違反の状況が解消されることとなりました。

今後の課題は？

財政状況の公表、財政の用途が適切かチェックすることが必要

一部事務組合が実施している事業は、住民の関心が寄せられにくい面があるものの、本来は個別の市町村等が実施すべき事業を複数の市町村等が合同で実施しているにすぎず、市町村等の事業そのものと言えます。

したがって、その事務の執行に当たっては、多額の公金が投入されている例も多く、市町村等と同様のチェック機能のもと、事業が執行されなくてはなりません。

これらのことから、一部事務組合の財政状況等について、適切に公表されるよう注視するとともに、その用途が適切かどうか監視していく必要があります。



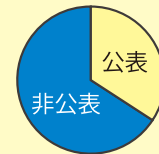
↑「千葉県市町村総合事務組合」が入居する千葉市中央区のビル。

一部事務組合等における財政状況の公表について

No	団体名	公表
1	千葉県市町村総合事務組合	×
2	東葛中部地区総合開発事務組合	○
3	鋸南地区環境衛生組合	×
4	佐倉市、酒々井町清掃組合	×
5	東金市外三市町清掃組合	○
6	山武郡市環境衛生組合	×
7	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	×
8	印旛衛生施設管理組合	×
9	印西地区衛生組合	×
10	東総衛生組合	×
11	夷隅環境衛生組合	×
12	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	○

No	団体名	公表
13	一宮聖苑組合	×
14	印旛利根川水防事務組合	×
15	布施学校組合	×
16	千葉県競馬組合	×
17	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	○
18	君津郡市広域市町村圏事務組合	○
19	安房郡市広域市町村圏事務組合	×
20	四市複合事務組合	○
21	長生郡市広域市町村圏組合	○
22	匝瑳市横芝光町消防組合	○
23	山武郡市広域行政組合	○
24	香取広域市町村圏事務組合	○

No	団体名	公表
25	佐倉市八街市酒々井町消防組合	×
26	東総地区広域市町村圏事務組合	×
27	印西地区消防組合	×
28	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	×
29	印旛郡市広域市町村圏事務組合	×
30	君津富津広域下水道組合	×
31	印西地区環境整備事業組合	×
32	千葉県後期高齢者医療広域連合	○



公表 …11団体
非公表 …21団体
実施割合 …34.4%
(公表/全団体)



↑平成25年6月22日 千葉日報

↑平成25年6月22日 東京新聞

ちなみに、どんな風に報道されたの？

一部事務組合の6割以上が、法令に違反し財政状況については、各新聞社も関心を示し、「朝日新聞」をはじめ「東京新聞」「千葉日報」等で大々的に取り上げられました。

脱法ハーブなどの取締強化を 中央区内に3店舗

脱法ハーブなどの違法ドラッグは、より危険な違法薬物の使用につながる恐れがあります。これを防止するためにも、初期段階での徹底した取締が必要です。

いったい、何が問題なの？

脱法ハーブ等使用者の健康被害、
他者への加害などが懸念されます

脱法ハーブなどの違法ドラッグは若者を中心に乱用が広がっているとも言われ、より依存性の高い、違法薬物に手を染めるきっかけとなる「ゲートウエイドラッグ(入門薬)」としての危険性が指摘されており、問題です。

で、あみなか肇は
どう関わったの？

取締強化を求める意見書を作成
県議会で全会一致で可決、国に提出

本県では、脱法ハーブを販売する6店舗が確認されています(図表参照)。このため、国に

対して、脱法ハーブ等の指導取締等の強化について意見書を作成し、全会派の賛成で可決されました。

脱法ハーブ販売店舗数	
千葉市中央区	3店舗
船橋市	1店舗
松戸市	1店舗
柏市	1店舗
計	6店舗

※平成25年9月現在

その結果、どうなったの？

国において、脱法ハーブ等の違法ドラッグの規制強化がなされました

国において各種法令の改正がなされ、化学構造の基本骨格が類似している物質群を一括して指定薬物とする包括指定制度が導入されるなどしました。

国の対応は、有識者による意見等も踏まえて取られたものですが、千葉県議会の意見書も国を動かす一因になったものと考えます。

今後の課題は？

監視・指導と取締の強化が必要

今後は、県の検査体制を整備するとともに、県警本部に加え関東信越厚生局麻薬取締部とも連携を図りながら、監視指導と取締の強化を実施していくことが必要です。

ちなみに、意見書の主な内容は？

- ・脱法ドラッグに対するより一層の指導取締強化に係る対応を行うこと。
- ・脱法ドラッグに関し、薬事法に定める指定薬物への指定迅速化を図り、取締の実効性を確保すること。
- ・脱法ドラッグに関し、規制された成分をわずかに変えた新成分に対して、成分構造が類似していれば規制できるように包括指定を含めた対応について速やかに検討すること。

ずさんな公金管理！ 県に事務局を置く任意団体

千葉県では平成21年に約30億円に上る不正経理が発覚しました。二度と不正経理を起さないという、強い自覚と徹底した未然防止策が必要です。

いったい、何が問題なの？

多額の県費が投入されているにも関わらず、公金管理がずさん

県が事務局を担うなど、県が主体的に関与する任意団体、例えば、千葉県〇〇協議会、〇〇協会といった団体について、その運営にあたって多額の県費が投入されているにも関わらず、ずさんな公金管理体制であることが問題です。

で、あみなか肇はどう関わったの？

政務調査を実施し、ずさんな公金管理の実態を明らかに

あみなか肇は、団体の公金管理の実態について政務調査を実施しました。その結果、

その結果、どうなったの？

特別監察においてより一層の指導等を実施するなど適正化が促進

県はこれらの任意団体に対する一定の関与が不可欠とし、毎年実施している特別監察において、一層の指導を実施していくこととなりました。

また、県職員に対して、法令の遵守は当然のこと、財務規則などに基づく適正な事務執行がなされるよう徹底を図ることとなりました。

今後の課題は？

団体のより一層の透明性の確保、情報公開、説明責任が求められます

県の庁舎内に事務局がある以上、県民の目には県と一体のものとして映ります。

また団体の多くが県や市町村からの公金を原資とする財政的支援を受けていることから、より一層の透明性の確保、情報公開、説明責任を果たす必要があります。



↑平成24年3月1日 朝日新聞

【千葉県政に関するアンケート】

性別

年齢

①男性 ②女性 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代 ⑨90代以上

県政で重視すべきとお考えになる分野についてお教えてください。

- ①医療 ②介護 ③福祉 ④教育 ⑤子育て支援 ⑥産業振興・雇用創出 ⑦観光 ⑧行政改革 ⑨二重行政の解消
⑩治安・交通安全対策 ⑪災害対策・震災復旧・復興 ⑫交通網・道路の整備 ⑬環境保護 ⑭健康づくり支援
⑮芸術・文化振興 ⑯NPO・ボランティア活動支援 ⑰男女共同参画
⑱その他()

県がより積極的に広報すべきとお考えになる情報についてお教えてください。

- ①新しくできた制度 ②県施設の紹介や利用案内 ③県の観光・レジャー情報 ④県が実施する行事や催し物などのお知らせ ⑤県予算の使いみち ⑥県事業の内容や進捗情報 ⑦県民の皆様の県政に対する意見や要望の紹介
⑧地域住民の活動情報 ⑨各種調査や統計資料の紹介

県へのご意見・ご要望、今後政務調査レポートで取り上げるべきとお考えになるテーマなどございましたら教えてください。

また、当レポートに対するご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

あなたのお名前と住所等を記入してください。

フリガナ お名前		電話番号	
ご住所	〒	メールアドレス	

ご回答ありがとうございました。お寄せいただいたアンケートについては、今後の活動に役立てて参ります。

FAXで送る

043-310-4434

メールで送る

あみなか肇

検索

H.P.で受付中

郵送する 〒260-0805 千葉市中央区宮崎町 663-2-604 あみなか肇事務所